

ふたば便り

旭川事務所：旭川市神楽 2 条 7 丁目 4-18

札幌事務所：札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 1-5 リージェントビル 6F

東京事務所：東京都港区港南 2 丁目 15-1 品川インターシティ A-28F

<http://www.futaba-tax.co.jp> フリーダイヤル(0120)978-028

2011 年 6 月号 (Vol. 106)

＜震災特例法による税制上の支援＞

今回の震災により、4 月 27 日から震災特例法が施行されています。これにより受けることのできる税制上の支援は以下のとおりです。

【被災した法人】

1. 被災した会社の商品や建物等

被害を受けた商品や建物等の損害額は経費になります。また建物等の取り壊しや撤去に要する費用も経費になります。

2. 被災した資産の復旧費用

余震などの 2 次災害を防ぐための補強工事や土砂崩れ防止のための工事費用などは経費になります。また、修繕費として経費になる基準も一般的なものよりも若干緩やかになっています。

3. 災害による欠損金

会社の欠損金（赤字）の中に災害による損失が含まれている場合には、その欠損金を 7 年間にわたって繰り越すことができます。

4. その他の特例

平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日までの間に終了する事業年度において、棚卸資産（在庫）に損失を被ったことにより欠損金（赤字）が発生した場合には、2 年前まで遡って法人税の還付が受けられます。

【被災した個人事業者】

1. 被災した商品や店舗等

復旧費用を含めて法人の扱いと同様です。

2. 災害による純損失

棚卸資産などの損失によって純損失（赤字）が発生した場合には、その純損失を通常 3 年間繰り越すことができますが、今回の災害によって発生したもので一定の場合には 5 年間繰り越すことができます。

【被災した個人】

雑損控除など

サラリーマンなどの個人が住宅や家財などに災害を受けた場合、雑損控除によって所得税を安くすることができます。住宅や家財の 2 分の 1 以上が被害を受けた場合には、所得税の 2 分の 1 から全額が免除される場合もあります。なお、これらの特例は平成 22 年分（去年）の所得から適用できますので、すでに確定申告を済ませている場合には、これを訂正するよう請求することができます。

主婦失格の外出の多い生活をおくっていますが、お店の冒険することがなかなかできません。家でのメニューも弁当も決まりきったものが多く、新聞などで弁当特集をしていると、すごく美味しそうにみえます。いつも使っている素朴な食材がこんな風に変貌するのかと感心します笑。同じお店に行ったとしてもいつもと違うメニューを頼むとか工夫すると脳の活性化につながるようです。通勤経路なども変えてみると良いですね！ y.

